

働き方改革
コロナ影響

労務相談会のご案内

働き方改革関連法の改正やコロナ影響を受けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口を開設します。

社会保険労務士が「無料」で事業主の方から労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。

働き方改革とは

すべての労働者（非正規労働者、女性、若者、治療の必要な人、障害者、高齢者…を含む）にとって、働きやすく働きがいのある職場・魅力ある職場づくりをつくっていくことです。

働き方改革関連法とは

労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、パートタイム労働法、労働契約法、労働派遣法等をいいます。

これらの法律が関連して改正されますので各事業所の残業など労働時間の見直しが必要となります。

【1回目】令和2年5月12日(火) 10:00~15:00

【2回目以降】原則【毎月第2火曜日】

【会場】小国町商工会指導室

【専門家】社会保険労務士 平山達也 氏

【受付】下記申込欄に記入し、FAX送信するか電話にて受付いたします。

労務相談会申込書

事業所名					TEL	
希望の時間帯に○	10:00	11:00	13:00	14:00	申込状況によって調整あり	